**インターンシップ事業に関する覚書**

株式会社　　　　（以下、「甲」という）と札幌大学・札幌大学女子短期大学部（以下、「乙」という）は、甲乙間でインターンシップの実施にあたり次のとおり覚書を締結する。

**１．受入れ先、派遣学生、条件、受入れ期間及び業務内容**

別紙記載内容のとおりとする。

**２．事故災害時の対応について**

　　乙は派遣する学生を「学生教育研究災害傷害保険」及び「インターンシップ賠償責任保険」等に加入させ、受入れ期間中における関係他者（甲、人物、財物等）に対する損害等により被る法律上の損害賠償を補償する。

**３．誓約書の提出**

参加する学生は、事前に甲に対して誓約書を提出する。

**４．事業の中断**

　　甲並びに乙は、事業を継続するのに重大な支障、または正当な理由がある場合には、双方協議のうえ、これを中断することができる。

**５．協議**

　　この覚書に定めのない事項、または本覚書に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

**６．効力の開始と終了について**

　　この覚書は、下記の署名日付から事業が終了するまで効力を有する。

　　本覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、それぞれ１通を保有するものとする。

　　　令和４年　　　月　　　日

（甲）〒

　　　代表取締役

（乙）〒062-8520

　　　札幌市豊平区西岡3条7丁目3-1

　　　札幌大学・札幌大学女子短期大学部

　　　　　　　　　　学長　　大　森　義　行